**埼玉県建設工事検査要綱**

（趣旨）

第１条　この要綱は、埼玉県の発注する建設工事で農林部、県土整備部、都市整備部、病院局及び下水道局の所管に係るもの（以下「工事」という。）の検査に関し、法令その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 検査員

埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第89条第１項（病院局にあっては埼玉県病院事業財務規程（平成14年病院事業管理規程第４号）第128条第１項、下水道局にあっては埼玉県流域下水道事業財務規程（平成22年流域下水道事業管理規定程第17号）第164条第１項）の規定により検査を行う職員として指定を受けた職員をいう。

(2) 工事検査員

検査員のうち、本要綱の規定により総合技術センター所長が指定した検査の実施を命じる職員をいう。

　　　なお、工事検査員には検査の実施を命じられる職員は、埼玉県行政組織規則（昭和42年埼玉県規則第１号）第192条第３項（病院局にあっては埼玉県病院局組織規程（平成14年病院事業管理規程第２号）第３条第２項、下水道局にあっては埼玉県下水道局組織規程（平成22年流域下水道事業管理規定程第１号）第３条第２項）に規定する主席工事検査員、副主席工事検査員、主任工事検査員等を指定するものとするがとする。ただし、農林部、県土整備部、都市整備部及び下水道局にあっては、必要に応じてその他総合技術センター所属（下水道局にあっては総合技術センター所長付）の職員を指定するに検査の実施を命じることができるものとする。

(3) 完成検査

　　　完成した工事について行う検査をいう。

(4) 中間検査

　　　工事の施工期間中において随時行う検査をいう。

(5) 既成部分払検査

　　　工事の既成済部分について部分払いをしようとする受注者から部分払検査請求書が提出されたときに行う検査をいう。

(6) 決裁権者

　　　埼玉県財務規則第89条第１項（病院局にあっては埼玉県病院事業財務規程第128条第１項、下水道局にあっては埼玉県流域下水道事業財務規程第164条第１項）の規定により当該検査に係る支出負担行為についての決裁権者（知事決裁に係るものにあっては、部長とする。）をいう。

(7) 発注課所長

　　　当該検査に係る支出負担行為を行う埼玉県財務規則第２条（下水道局にあっては埼玉県流域下水道事業財務規程第４条）に定める課長又は所の長をいう。

(8) 検査命令権者

　　　工事検査員については総合技術センター所長、その他の検査員については発注課所長をいう。

　　　なお、本要綱の規定に基づく検査員の指定は、埼玉県財務規則第89条第１項ただし書きの規定により決裁権者が検査命令権者と協議の上なされた検査員の指定と見なす。（下水道局にあっては埼玉県流域下水道事業財務規程第164条第１項ただし書きの規定により決裁権者が局長と協議の上なされた検査員の指定と見なす。）

（工事検査員の検査対象工事）

第３条　工事検査員の検査対象工事は、請負代金額が原則として別表１に定める額以上のものとする。ただし、別表２の検査を除く。

２　決裁権者及び総合技術センター所長及び決裁権者、下水道局長又は発注課所長は、緊急その他の事由により必要がある場合は、双方協議の上、前項の定めによらないことができる。

（中間検査、既成部分払検査）

第４条　中間検査は原則として、出来高の割合にかかわらず当該工事の主たる構造物及び基礎等が完成検査時に明視できなくなる部分の検査とする。

　　なお、請負代金額が１億円以上かつ工期が６ヶ月以上の工事にあっては、原則２回実施するものとし、その工事の重要度に応じて実施頻度を増減できるものとする。

２　施工工程上、中間検査の実施が困難となる工種については、検査員と協議の上、中間検査を省略することができる。

なお、別表３に示す工種については、検査員と協議済みとして協議を省略してもよいものとする。

中間検査を省略できる工種は、別表３に定めるものとする。

なお、別表３に示すもののほか、施工工程上、中間検査の実施が困難となる工種については、中間検査を省略することができるものとする。ただし、工事検査員の検査対象工事については、事前に総合技術センター所長と協議を行うものとする。

３　中間検査において、受注者から既成部分払いの請求があった場合には、中間検査と既成部分払検査を同時に行うことができるものとする。

　　なお、第５条の検査手続きについては、様式第１号の検査請求書に中間及び既成部分を併記し、検査命令権者に提出するものとする。

４　発注者は、中間検査及び既成部分払検査においての実施に当たっては、受注者に必要以上の準備作業を求めないこととする。

　（検査員の指定）

第５条　決裁権者は、完成検査、中間検査又は部分払検査を行うに当たっては、支出負担行為決議書により検査員を指定するものとする。

　　なお、工事検査員の検査対象工事については、「工事検査要綱に基づく工事検査員」と指定することにより、埼玉県財務規則第89条第１項（病院局にあっては埼玉県病院事業財務規程第128条第１項、下水道局にあっては埼玉県流域下水道事業財務規程第164条第１項）に規定する検査を行う職員として指定したとみなすものとする。

２　検査員の変更等が生じた場合は、検査員指定書により検査員を指定するものとする。

（検査員の検査手続）

第５６条　発注課所長は、受注者から工事の工事完成通知書又は若しくは部分払検査請求書の提出があったときは、又は中間検査を必要と認めたときは、速やかに当該工事を確認の上、様式第１号の工事完成検査請求書又は工事既成部分検査請求書を検査命令権者に提出しなければならない。

２　発注課所長は、検査員による中間検査を必要と認めたときは様式第１号の工事中間検査請求書を検査命令権者に提出しなければならない。

３　検査命令権者は、前二項の請求があったときは速やかに前条の指定を受けた検査員に工事の検査を行わせるものとする。

４　前項に規定する検査は様式第１号の工事検査命令書により行うものとする。

２　発注課所長は、工事検査員が工事の検査を行う工事については、事前に工事検査請求書により総合技術センターに工事の検査を請求するものとする。

（検査の通知）

第６条　検査員は、工事について検査を実施しようとするときは、あらかじめ発注課所長に、その旨を通知するものとする。

（契約に違反する工事の履行を確認できない場合の措置）

第７条　発注課所長は、検査員が契約条項に違反する事実があると認めたときは、直ちに受注者に対し期日を指定して手直しを請求しなければならない。

２　検査員は、前項の違反の事実が重大である設計図書に定めるところにより工事の履行を確認できないと認めるものについては、様式第２号の工事手直し指示書により発注課所長に手直しを指示しなければならない。

３２　発注課所長は、検査員から工事手直し指示書を受理したときは、直ちに受注者に対し、期日を指定して手直しを請求するとともに、その旨を検査命令権者に報告しなければならない。

４３　発注課所長は、第１項による手直しが完了したときは口頭で、第２前項による手直しが完了したときは様式第２号の工事手直し報告書により、検査員に手直しが完了した旨を報告しなければならない。

５４　検査員は、前項の規定による手直しが完了した旨の報告を受けたときは、当該手直し部分の検査を行わなければならない。ただし、検査員が軽易な手直しと認めたものであって、発注課所長からその完了を確認した旨の報告を受けたときは、この限りでない。

（検査結果の報告及び検査調書の発行）

第８条　検査員は、完成検査、中間検査又は既成部分検査を終了したときは、これらの結果を様式第３号の工事検査報告書により、検査命令権者に復命しなければならない。

２　検査員は、中間検査、完成検査又は既成部分払検査の結果について当該工事を適正と認めたときは、様式第４号の工事検査調書又は様式第５号の工事既成済部分認定調書を発注課所長に発行により、決裁権者に報告しなければならない。

３　発注課所長は、前項の調書を受理したときは、埼玉県建設工事請負契約約款（下水道局にあっては埼玉県流域下水道事業建設工事請負契約約款）の定めにより当該工事を適正と認めた旨を受注者に通知するものとする。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、検査員の検査に関し必要な事項は農林部長、県土整備部長、都市整備部長、病院局長及び下水道局長が協議して定める。

別表１　工事検査員の検査対象工事

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 完成検査 | 中間検査 | 既成部分払検査 |
| 農林工事 | 1,000万円 | 1,000万円 | 1億円 |
| 土木工事 | 1,000万円 | 2,000万円 | 1億円 |
| 建築工事 | 1,000万円 | 3,000万円 | 1億円 |
| 設備工事 | 500万円 | 1,000万円 | 1億円 |

別表２　工事検査員が行う検査から除く検査

|  |
| --- |
| ・門扉（水門、樋管等）、橋梁の高欄の工場検査  ・ＰＣ桁の工場検査（工場製作のみの場合は別途協議とする）  ・鋼橋の材料検査、原寸検査  ・土工~~事~~（築堤、掘削、浚渫、造成等）のみの中間検査  ・仮橋、土留鋼矢板等の損料及びその設置撤去工のみの中間検査  ・鋼矢板打込工（河川護岸、下水立坑等）のみの中間検査  ・植栽工のみの中間検査、完成検査  ・舗装修繕の工事で主に切削オーバーレイ工（パッチングを含む）の完成検査  ・モルタル吹付工、法面ネット工の中間検査、完成検査  ・マンホール蓋交換工のみの中間検査、完成検査 |

別表３　中間検査を省略できる工種

|  |
| --- |
| ・舗装工のうち、オーバーレイ工、切削オーバーレイ工（パッチングを含む）  ・路上再生舗装工（路上再生路盤工は含まない） |

　　　附　則

１　この要綱は、昭和54年９月１日から施行する。

２　埼玉県建設工事検査要綱（昭和46年６月１日）及び埼玉県農林部検査要綱（昭和48年７月１日）は、廃止する。

　　　附　則

　この要綱は、昭和61年５月１日から施行する。

　　　附　則

この要綱は、平成３年10月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成14年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成20年10月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成21年８月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成23年４月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成26年４月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成26年10月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成28年４月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成30年12月１日から施行する。